

# 植物検疫のお知らせ

## 香港へ渡航される方へ

毎年、日本から観光や商用で香港に行かれる方が数多くいらっしゃいます。

日本から香港へ持ち込む植物(果物・野菜等)は、香港で規制されているものもあります。日本からのおみやげが、持ち込みができず放棄することにならないよう、出国前に香港の規制を調べておく必要があります。

また、香港には熱帯ならではのさまざまな植物(果物・野菜等)がありますが、同時に日本にはいない「植物の病気や害虫」も発生しています。これらが日本に侵入すると、農業や緑などに大きな被害が出る可能性があるため、植物の日本への持ち込みにはいろいろな制限が設けられています。この規制は旅行者がおみやげとして持ち帰るものにも適用されます。この規制を知らずに、持ち込みできないものを持ち帰り、帰国時にそれらを放棄しなくてはならない事例も数多く起きています。

諸外国でも日本と同様に、自国に病害虫を侵入させないために「植物検疫」を行っています。国や植物の種類によって「輸入禁止」「検査」「消毒」などさまざまな条件が設けられており、日本から植物を持ち出す際には輸入国の検疫要求に合っているかどうかについて植物防疫所で確認しています(輸出検疫)。

諸外国の植物検疫条件については改正されることがあるため、植物防疫所ホームページやこのお知らせに掲載した内容も変更となる可能性があります。詳しいことや不明なこと等については、植物防疫所または渡航先の政府機関等にご確認ください。

### 輸出検疫を受けるには？

輸出検疫を受ける場合は、「植物等輸出検査申請書」を検疫を受けようとする植物防疫所に提出してください。

輸出検疫は全国の海港や空港に所在する植物防疫所で行います。

輸出検疫はまず、輸入国の輸入禁止品に該当しないか、輸入国から特別な検疫を要求されていないかどうかを確認します。輸入国の検疫要求に応じて、検疫対象の病害虫の付着や寄生の有無について、さまざまな検疫を行います。栽培地での検査や特別な検疫条件が要求されている植物は、検疫に長期間を必要とすることがありますので、詳しくは、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

この輸出検疫に合格したものについて、「植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)」が発給されますので、この証明書を輸出植物に添付し輸出してください。

### 輸出検疫にはどれくらいの時間がかかるの？

輸入国から栽培地検査や特定の室内検定などの特別の要求がない植物の場合には、それほど時間はかかりません。ただし、出国当日に空港の植物防疫所で検疫を受ける場合は、混雑時には通常よりも長い時間がかかることもありますので、検疫を希望される方は事前にご連絡をいただきますよう、ご協力をお願いします。



### 輸出検疫を受けずに植物を持ち出したらどうなる？

植物防疫法では、輸入国が輸出国の検疫証明を必要としている場合、その検疫に合格したものでなければ輸出できないと定めています。また、検疫を受けずに輸出した場合、それが輸入国の輸入禁止品に該当したり、輸入のための要求を満たしていない場合には、輸入国の法律によって処分されることがあります。あらかじめ輸出検疫が必要であるかどうかについては、お近くの植物防疫所にお尋ねいただくか、又は輸入国の植物防疫機関に直接お問い合わせください。

### 他の国にも同じような規制があるんですか？

諸外国から我が国に対して、さまざまな植物検疫上の要求(輸出条件)が来ています。

植物防疫所ホームページでは、主な国からの要求事項を検索することができます。ホームページの「統計・情報データベース」のうち「輸出入条件に関するデータベース」をご活用ください。

輸出入条件に関するデータベース

URL: [http://www.pps.go.jp/inss/pps/srchinfo/srch\\_top.jsp](http://www.pps.go.jp/inss/pps/srchinfo/srch_top.jsp)

### 香港へ持ち込めない植物は？

香港が持ち込みを禁止している主な植物等です。

- ・チャ、アナナス属、カンキツ属、サツマイモ属、パショウ属、ラッカセイ属、イネ属の苗類、種子等であって栽培できるもの。
- ・土、砂、粘土、ビート

注:ここに記載のないものや不明な点は、植物防疫所にお問い合わせください。

### 日本に持ち込めるもの

- ・パイナップル・ココヤシ・ドリアン
- ・切り花・ポプリ
- ・穀類・豆類・香辛料・薬用植物

これらについても検査を受けて、病  
気や害虫、土などが付着していな  
いものであることを植物防疫官が  
確かめなくてはなりません。

### 日本に持ち込めないもの

- ・ほとんどの生果実
- ・トウガラシやナスなどの生果実
- ・サツマイモ(葉や茎も含む)などの塊根
- ・土壌、イネワラ、植物を害する病害虫 など

2004年には、香港から528件の  
禁止品が輸入され、廃棄されました。  
(マンゴーなどの熱帯果実、柑橘類、  
ウリ科生果実など)

ここに記載のないものについては、植物防疫所にお問い合わせください。

### 香港からなぜ果物が持ち込めないのか？



香港には、現在、日本には分布しない「ミカンコミバエ」「ウリミバエ」といった「ミバエ」の仲間が存在することが知られていま  
す。これらの「ミバエ」類は多くの熱帯果実の他、様々な果実や果菜類に寄生することが知られています。以前は、沖縄などの南  
西諸島にも発生していたため、「ミバエ」が寄生する果実や果菜類については国内の流通を禁じていました。現在では、「ミバエ」  
を根絶し、果実等の移動もできるようになりましたが、根絶には実に20年の歳月と250億円という巨費を要しました。

また、60年ほど前にハワイ諸島に侵入した「ミバエ」類は、根絶できておらず、ハワイの熱帯果樹産業に驚異的な打撃を与え、  
現在もその被害は続いています。この被害を広げないため、ハワイ諸島からはアメリカ本土にさえ自由に果実などを移動できな  
い状態になっています。「ミバエ」類のハワイへの侵入経路は、アジア地域から持ち込まれた生果実内に卵や幼虫がいたためだ  
と考えられています。

**注意して下さい!!**

空港内の免税店で生の果物がおみやげとして販売されていることがありますが、これら免税店商品であっても、植物  
検疫の規制が免除されるわけではありません。

また、免税店に限らず、「日本に持って行って大丈夫」という言葉で販売をしている所もあるようですが、中には日  
本の植物防疫法の規制を十分に知らずに日本に持ち帰れないものを販売している事例もあるようです。ご注意ください  
。

### 植物検疫はどこで受けるの？

日本への入国時に手荷物として植物類をお持ちの方は、ご自分の手荷物を持って、税関ブースを通る前に植物検疫を受け  
てください。

植物検疫カウンターは税関ブースの手前に設置されています。



この作成物について、または植物の輸入・輸出等に関すること  
について疑問点等ございましたら、お気軽にお問い合わせくださ  
い。

また、『植物防疫所ホームページ』では、お近くの植物防疫(事  
務)所の連絡先や、植物防疫所に関する様々な情報を掲載して  
おります。日本語でインターネットを利用できる環境であればどこ  
からでも見ることができますので、是非ご利用ください。

URL: <http://www.pps.go.jp/>

#### 主な問い合わせ先(空港内)

成田支所(成田空港)第1PTB	0476-32-6694
第2PTB	0476-34-2352
中部空港支所	0569-38-8433
関西空港支所	0724-55-1936
福岡空港出張所	092-477-7575
那覇空港出張所	098-857-0054